

【法令名称】中華人民共和国涉外民事關係法律適用法  
【発布機関】全国人民代表大会常務委員会  
【発布番号】主席令第三十六号  
【発布日】2010-10-28  
【施行日】2011-04-01  
【時限性】現行有効  
【効力等級】法律  
【全文】

## 中華人民共和国主席令

### 第三十六号

「中華人民共和国涉外民事關係法律適用法」は中華人民共和国第十一期全国人民代表大会常務委員会第十七回会議にて2010年10月28日に採択されており、ここに公布し、2011年4月1日から施行する。

中華人民共和国主席 胡錦濤

2010年10月28日

## 中華人民共和国涉外民事關係法律適用法

(2010年10月28日第十一期全国人民代表大会常務委員会第十七回会議にて採択)

### 目次

第一章 一般規定

第二章 民事主体

第三章 婚姻家庭

第四章 相続

第五章 物權

第六章 債權

## 第七章 知的財産権

## 第八章 附則

### 第一章 一般規定

第一条 涉外民事関係の法律適用を明確にし、涉外民事紛争を適切に解決し、当事者の適法的權益を擁護することを目的として、本法を制定する。

第二条 涉外民事関係に適用される法律は、本法に基づき確定する。その他法律に涉外民事関係法律適用について特段の規定がある場合、その規定に従う。

本法及びその他法律に涉外民事関係の法律適用について規定がない場合、当該涉外民事関係と最も密接に関係する法律を適用する。

第三条 当事者は法律規定に基づき、涉外民事関係に適用される法律を明示的に選択することができる。

第四条 中華人民共和国の法律に涉外民事関係に関する強制性規定がある場合、当該強制性規定を直接に適用する。

第五条 外国法の適用により、中華人民共和国の社会公共利益が損なわれる場合、中華人民共和国の法律を適用する。

第六条 涉外民事関係について外国法を適用し、当該国では区域ごとに異なる法律が実施されている場合、当該涉外民事関係と最も密接に関係する区域の法律を適用する。

第七条 訴訟時効は、係る涉外民事関係に適用されるべき法律を適用する。

第八条 涉外民事関係の定義付けは、裁判所所在地の法律を適用する。

第九条 涉外民事関係に適用される外国法は、当該国の法律適用法を含まない。

第十条 涉外民事関係に適用される外国法は、裁判所、仲裁機関又は行政機関が究明する。当事者が外国法の適用を選択した場合、当該国の法律を提供しなければならない。

外国法を究明できない又は当該国の法律に規定がない場合、中華人民共和国の法律を適用する。

## 第二章 民事主体

第十一条 自然人の民事権利能力は、經常的居所地の法律を適用する。

第十二条 自然人の民事行為能力は、經常的居所地の法律を適用する。

自然人が民事活動を行い、經常的居所地の法律によれば民事行為能力を有さなく、行為地の法律によれば民事行為能力を有する場合、行為地の法律を適用する。但し、婚姻家庭、相続に関係する場合を除く。

第十三条 失踪又は死亡の宣告は、自然人の經常的居所地の法律を適用する。

第十四条 法人及びその分支機構の民事権利能力、民事行為能力、組織機構、株主の権利義務等の事項は、登記地の法律を適用する。

法人の主な事業地と登記地が異なる場合、主な事業地の法律を適用できる。法人の經常的居所地をその主な事業地とする。

第十五条 人格権の内容は、権利者の經常的居所地の法律を適用する。

第十六条 代理は代理行為地の法律を適用するが、被代理人と代理人の民事関係は、代理関係発生地の法律を適用する。

当事者は協議により、委託代理の準拠法を選択できる。

第十七条 当事者は協議により信託の準拠法を選択できる。当事者が準拠法を選択しなかった場合、信託財産所在地の法律又は信託関係発生地の法律を適用する。

第十八条 当事者は協議により、仲裁協議の準拠法を選択できる。当事者が準拠法を選択しなかった場合、仲裁機関所在地の法律又は仲裁地の法律を適用する。

第十九条 本法に基づき国籍国の法律を適用し、自然人が二つ以上の国籍を有する場合、經常的居所地を有する国籍国の法律を適用する。いずれの国籍国にも經常的居所地がない場合、それと最も密接に関係する国籍国の法律を適用する。自然人に国籍がない又は国籍不明である場合、その經常的居所地の法律を適用する。

第二十条 本法に基づき經常的居所地の法律を適用し、自然人の經常的居所地が不明である場合、その現居所地の法律を適用する。

### 第三章 婚姻家庭

第二十一条 結婚条件は、当事者共通の経常的居所地の法律を適用する。共通の経常的居所地がない場合、共通の国籍国の法律を適用する。共通の国籍がなく、一方当事者の経常的居所地又は国籍国で結婚した場合、婚姻締結地の法律を適用する。

第二十二条 結婚手続きが、婚姻締結地の法律、一方当事者の経常的居所地の法律又は国籍国の法律に適合する場合、いずれも有効とする。

第二十三条 夫婦の人身関係は、共通の経常的居所地の法律を適用する。共通の経常的居所地がない場合、共通の国籍国の法律を適用する。

第二十四条 夫婦の財産関係について、当事者は協議により、一方当事者の経常的居所地の法律、国籍国の法律又は主な財産所在地の法律の適用を選択できる。当事者が選択しなかった場合、共通の経常的居所地の法律を適用する。共通の経常的居所地がない場合、共通の国籍国の法律を適用する。

第二十五条 親子の人身、財産関係は、共通の経常的居所地の法律を適用する。共通の経常的居所地がない場合、一方当事者の経常的居所地の法律又は国籍国の法律のうち、弱者の権益擁護に有利となる法律を適用する。

第二十六条 協議離婚について、当事者は協議により、一方当事者の経常的居所地の法律又は国籍国の法律の適用を選択できる。当事者が選択しなかった場合、共通の経常的居所地の法律を適用する。共通の経常的居所地がない場合、共通の国籍国の法律を適用する。共通の国籍がない場合、離婚手続き取扱機関所在地の法律を適用する。

第二十七条 離婚訴訟は、裁判所所在地の法律を適用する。

第二十八条 養子縁組の条件及び手続きは、養親及び養子の経常的居所地の法律を適用する。養子縁組の効力は、引き取り時の養親の経常的居所地の法律を適用する。養子縁組関係の解除は、引き取り時の養子の経常的居所地の法律又は裁判所所在地の法律を適用する。

第二十九条 扶養は、一方当事者の経常的居所地の法律、国籍国の法律又は主な財産所在地の法律のうち、被扶養者の権益擁護に有利となる法律を適用する。

第三十条 後見は、一方当事者の経常的居所地の法律又は国籍国の法律のうち、被後見人の権益擁護に有利となる法律を適用する。

## 第四章 相続

第三十一条 法定相続は、被相続人死亡時の経常的居所地の法律を適用するが、不動産の法定相続は、不動産所在地の法律を適用する。

第三十二条 遺言方式は、遺言者が遺言書を作成した時又は死亡時の経常的居所地の法律、国籍国の法律又は遺言行為地の法律に適合する場合、遺言はいずれも成立する。

第三十三条 遺言の効力は、遺言者が遺言書を作成した時又は死亡時の経常的居所地の法律又は国籍国の法律を適用する。

第三十四条 遺産管理等の事項は、遺産所在地の法律を適用する。

第三十五条 遺産相続人がいない場合、被相続人死亡時の遺産所在地の法律を適用する。

## 第五章 物権

第三十六条 不動産の物権は、不動産所在地の法律を適用する。

第三十七条 当事者は協議により動産物権の準拠法を選択できる。当事者が準拠法を選択しなかった場合、法的事実が発生した時の動産所在地の法律を適用する。

第三十八条 当事者は、協議により輸送中の動産物権に変更が生じるときの準拠法を選択できる。当事者が準拠法を選択しなかった場合、仕向地の法律を適用する。

第三十九条 有価証券は、有価証券権利実現地の法律又はその他当該有価証券と最も密接に関係する法律を適用する。

第四十条 権利質は、質権設定地の法律を適用する。

## 第六章 債権

第四十一条 当事者は協議により契約の準拠法を選択できる。当事者が選択しなかった場合、義務履行が当該契約の特徴を最も反映できる一方当事者の経常的居所地の法律又はその他当該契約と最も密接に関係する法律を適用する。

第四十二条 消費者契約は、消費者の経常的居所地の法律を適用する。消費者が商品、役務提供地の法律の適用を選択し、又は事業者が消費者の経常的居所地にて係る経営活動を行っていない場合、商品、役務提供地の法律を適用する。

第四十三条 労働契約は、労働者の勤務地の法律を適用する。労働者の勤務地の確定が難しい場合、雇用主の主な事業地の法律を適用する。労務派遣は、労務派遣元所在地の法律を適用できる。

第四十四条 不法行為責任は、不法行為地の法律を適用する。但し当事者に共通の経常的居所地がある場合、共通の経常的居所地の法律を適用する。不法行為発生後、当事者が協議により準拠法を選択した場合、その協議に従う。

第四十五条 製造物責任は、被害者の経常的居所地の法律を適用する。被害者が加害者の主な事業地の法律、損害発生地の法律を選択した場合、又は加害者が被害者の経常的居所地にて係る経営活動を行っていない場合、加害者の主な事業地の法律又は損害発生地の法律を適用する。

第四十六条 インターネット又はその他の方式により氏名権、肖像権、名誉権、プライバシー権等の人格権を侵害した場合、被害者の経常的居所地の法律を適用する。

第四十七条 不当利得、事務管理は、当事者が協議により選択した準拠法を適用する。当事者が選択しなかった場合、当事者に共通する経常的居所地の法律を適用する。共通の経常的居所地がない場合、不当利得、事務管理発生地の法律を適用する。

## 第七章 知的財産権

第四十八条 知的財産権の帰属及び内容は、保護を請求された地の法律を適用する。

第四十九条 当事者は協議により、知的財産権譲渡及び使用許諾の準拠法を選択できる。当事者が選択しなかった場合、本法の契約に関する規定を適用する。

第五十条 知的財産権の不法行為責任は、保護を請求された地の法律を適用し、当事者も不法行為発生後、協議により裁判所所在地の法律の適用を選択できる。

## 第八章 附則

第五十一条 「中華人民共和國民法通則」第一百四十六条、第一百四十七条、「中華人民共和國相続法」第三十六条が本法の規定と一致しない場合、本法を適用する。

第五十二条 本法は2011年4月1日から施行する。